

取引相場のない株式(出資)の 評価明細書

会社名：株式会社 ABC 殿

評価(課税)時期：平成18年12月31日

作成日：平成19年 6月 7日

松葉税理士事務所

第1表の1 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書

整理番号

(平成十五年一月一日以降用)

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

会社名	(電話)				本店の所在地	東京都目黒区自由が丘 2-11-10				
代表者氏名	株式会社 ABC				事業内容	取扱品目及び製造、卸売、小売等の区分	業種目番号	取引金額の構成比		
課税時期	平成 18 年 12 月 31 日					自動車車体・部分品製造業	71	100.00%		
直前期	自 平成 17 年 2 月 1 日 至 平成 18 年 1 月 31 日									
1. 株主及び評価方式の判定						納税義務者の属する同族関係者グループの議決権割合(の割合)を基として、区分します。				
判定要素(課税時期)	氏名又は名称	続柄	会社における役職名	イ 株式数(株式の種類)	ロ 議決権数	ハ 議決権割合(ロ /)	判 別 区 分 基 準 の 割 合		判 定	
		納税義務者		株	個	%	筆頭株主グループの議決権割合(の割合)		株主の区分	
							50%超の場合	30%以上50%以下の場合	30%未満の場合	
							50%超	30%以上	15%以上	同族株主等
							50%未満	30%未満	15%未満	同族株主等以外の株主
							同族株主等(原則的評価方式等)		同族株主等以外の株主(配当還元方式)	
							「同族株主等」に該当する納税義務者のうち、議決権割合(ハの割合)が5%未満の者の評価方式は、「2. 少数株式所有者の評価方式の判定」欄により判定します。			
2. 少数株式所有者の評価方式の判定										
現在の株式等の所有状況							項 目	判 定 内 容		
							氏 名			
							役 員	である(原則的評価方式等)・でない(次のホへ)		
							ホ 納税義務者が中心となる同族株主	である(原則的評価方式等)・でない(次のヘへ)		
							ヘ 納税義務者以外に中心となる同族株主(又は株主)	がいる(配当還元方式)・いない(原則的評価方式等)(氏名)		
	自己株式						判 定	原則的評価方式等・配当還元方式		
	納税義務者の属する同族関係者グループの議決権の合計数					(/)				
	筆頭株主グループの議決権の合計数					(/)				
	評価会社の発行済株式又は議決権の総数					100				

第1表の2 評価上の株主の判定及び会社規模の判定の明細書(続) 会社名 株式会社 ABC

(平成十五年一月一日以降用)

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

3. 会社の規模(Lの割合)の判定										
判定要素	項目		金額		項目		人数			
		直前期末の総資産価額 (帳簿価額)		千円	530,066	直前期末以前1年間 における従業員数		_____人 〔従業員数の内訳〕		
	直前期末以前1年間の取引金額		千円	919,480			〔継続勤務従業員数〕	〔継続勤務従業員以外の従業員の労働時間の合計時間数〕		
					(_____人) + (_____時間) 1,800時間					
判定基準	ト 直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分				100人以上の会社は、大会社(チ及びリは不要)					
					100人未満の会社は、チ及びリにより判定					
	チ 直前期末の総資産価額(帳簿価額)及び直前期末以前1年間における従業員数に応ずる区分				リ 直前期末以前1年間の取引金額に応ずる区分			会社規模とLの割合(中会社)の区分		
	総資産価額(帳簿価額)		従業員数		取引金額					
	卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外			
	20億円以上	10億円以上	10億円以上		50人超	80億円以上	20億円以上	20億円以上		大会社
	14億円以上 20億円未満	7億円以上 10億円未満	7億円以上 10億円未満		50人超	50億円以上 80億円未満	12億円以上 20億円未満	14億円以上 20億円未満		0.90
	7億円以上 14億円未満	4億円以上 7億円未満	4億円以上 7億円未満		30人超 50人以下	25億円以上 50億円未満	6億円以上 12億円未満	7億円以上 14億円未満		0.75
	7,000万円以上 7億円未満	4,000万円以上 4億円未満	5,000万円以上 4億円未満		5人超 30人以下	2億円以上 25億円未満	6,000万円以上 6億円未満	8,000万円以上 7億円未満		0.60
	7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満		5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満		小会社
・「会社規模とLの割合(中会社)の区分」欄は、チ欄の区分(「総資産価額(帳簿価額)」と「従業員数」とのいずれか下位の区分)とリ欄(取引金額)の区分とのいずれか上位の区分により判定します。										
判定	大会社		中 会 社		小 会 社					
			L の 割 合							
			0.90	0.75						0.60
4. 増(減)資の状況その他評価上の参考事項										

第2表 特定の評価会社の判定の明細書

会社名 株式会社 ABC

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

（平成十五年一月一日以降用）

1. 比準要素数1の会社	判定要素						判定基準	(1)欄のいずれか2の判定要素が0であり、かつ、(2)欄のいずれか2以上の判定要素が0である(該当) <input type="checkbox"/> (でない(非該当)) <input checked="" type="checkbox"/>												
	(1) 直前期末を基とした判定要素			(2) 直前々期末を基とした判定要素				判定	該当	<input type="checkbox"/> 非該当 <input checked="" type="checkbox"/>										
	第4表のB ₁ の金額	第4表のC ₁ の金額	第4表のD ₁ の金額	第4表のB ₂ の金額	第4表のC ₂ の金額	第4表のD ₂ の金額	円				銭	0	円	28	円	180	円	銭	1	20
判定										該当	<input type="checkbox"/> 非該当 <input checked="" type="checkbox"/>									
2. 株式保有特定会社	判定要素										判定		判定							
	総資産価額 (第5表のイの金額)		株式及び出資の価額の合計額 (第5表のイの金額)			株式保有割合 (/)		会社の規模の判定 (該当する文字を で囲んで表示します。)			判定		判定							
	千円 524,752		千円 10			%		大会社・ <input checked="" type="checkbox"/> 中会社・小会社			判定		判定							
	判定基準	会社の規模		大会社			<input checked="" type="checkbox"/> 中会社		小会社			判定		判定						
		の割合		25%以上	25%未満		50%以上	<input checked="" type="checkbox"/> 50%未満		50%以上	50%未満		判定		判定					
判定		該当	非該当		該当	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当		該当	非該当		判定		判定							
3. 土地保有特定会社	判定要素										判定		判定							
	総資産価額 (第5表のイの金額)		土地等の価額の合計額 (第5表のハの金額)			土地保有割合 (/)		会社の規模の判定 (該当する文字を で囲んで表示します。)			判定		判定							
	千円 524,752		千円 66,549			%		大会社・ <input checked="" type="checkbox"/> 中会社・小会社			判定		判定							
	判定基準	会社の規模		大会社			<input checked="" type="checkbox"/> 中会社		小会社 (総資産価額(帳簿価額)が次の基準に該当する会社)			判定		判定						
		の割合		70%以上	70%未満		90%以上	<input checked="" type="checkbox"/> 90%未満		70%以上	70%未満		90%以上	90%未満						
判定		該当	非該当		該当	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当		該当	非該当		該当	非該当								
4. 開業後3年未満の会社	判定要素			判定基準		課税時期において開業後3年未満である			課税時期において開業後3年未満でない			判定		判定						
	開業年月日	平成14年6月3日		判定		該当			非該当			判定		判定						
4. 開業後3年未満の会社等	(2) 比準要素数0の会社等		判定要素			判定基準		判定			判定		判定							
			直前期末を基とした判定要素			判定基準		直前期末を基とした判定要素がいずれも0である(該当) <input type="checkbox"/> (でない(非該当)) <input checked="" type="checkbox"/>			判定		判定							
			第4表のB ₁ の金額	第4表のC ₁ の金額	第4表のD ₁ の金額	判定		判定			判定		判定							
		円	銭	0	円	28	円	180	判定		該当		<input type="checkbox"/> 非該当 <input checked="" type="checkbox"/>							
5. 開業前又は休業中の会社		開業前の会社の判定		休業中の会社の判定		6. 清算中の会社			判定			判定								
		該当	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当	該当	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当				該当	<input type="checkbox"/> 非該当 <input checked="" type="checkbox"/>		判定								
7. 特定の評価会社の判定結果		1. 比準要素数1の会社 2. 株式保有特定会社 3. 土地保有特定会社 4. 開業後3年未満の会社等 5. 開業前又は休業中の会社 6. 清算中の会社 { 該当する番号を で囲んでください。なお、上記の「1. 比準要素数1の会社」欄から「6. 清算中の会社」欄 } の判定において2以上に該当する場合には、後の番号の判定によります。																		

第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書 会社名 株式会社 ABC

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成十五年一月一日以降用)

1. 原則的評価方式による価額	1株当たりの価額の計算の基となる金額		類似業種比準価額 (第4表の28、29又は30の金額)	1株当たりの純資産価額 (第5表の金額)	1株当たりの純資産価額の80%相当額(第5表の記載がある場合のその金額)	
			円 151,300	円 160,386	円	
	区分	1株当たりの価額の算定方法			1株当たりの価額	
	大会社の株式の価額	の金額と の金額とのいずれか低い方の金額 (の記載がないときは の金額)			円	
1株当たりの価額の計算	中会社の株式の価額	と とのいずれか 低い方の金額 Lの割合 の金額(の金額が あるときは の金額) Lの割合 (151,300円×0.75) + (160,386円×(1-0.75))			円 153,571	
	小会社の株式の価額	の金額(の金額があるときは の金額)と次の算式によって計算した金額と のいずれか低い方の金額 の金額(の金額がある ときは の金額) (円×0.50) + (円×0.50) = 円			円	
株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額 (、又は)		1株当たりの配当金額 円 銭	修正後の株式の価額 円	
	課税時期において新株引受権、株式の引受けによる権利又は新株無償交付期待権の発生している場合	株式の価額 (、又は () があるときは)		新株式1株当たりの払込金額 円 +	1株当たりの新株式の割当数 株) ÷ (1株 + 株)	修正後の株式の価額 円
2. 配当還元方式による価額	1株当たりの資本金の額、発行済株式数等		直前期末の資本金の額 千円	直前期末の発行済株式数 株	1株当たりの資本金の額を50円とした場合の発行済株式数 (÷ 50円) 株	1株当たりの資本金の額 (÷) 円
	直間前期の期末配当金	事業年度	年配当金額 千円	左のうち非経常的な配当金額 千円	差引経常的な年配当金額 (-) 千円	年平均配当金額 (イ+ロ) ÷ 2 千円
	以前2年額	直前々期	千円	千円	千円	
	1株(50円)当たりの年配当金額		年平均配当金額() の株式数 千円 ÷ 株 = 円 銭			(この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。)
	配当還元価額		の金額 の金額 円 銭 × 円 = 円			円 (の金額が、原則的評価方式により計算した価額を超える場合には、原則的評価方式により計算した価額とします。)
3. 株式に関する権利の価額 (1.及び2.に共通)	配当期待権	1株当たりの予想配当金額 源泉徴収されるべき (円 銭) - (円 銭) 所得税相当額 円 銭			円 銭	4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1.及び2.に共通)
	新株引受権 (新株式1株当たりの価額)	(配当還元方式の場合は)の金額 新株式1株当たりの 円 - 払込金額 円		²¹ 円	株式の評価額 円 153,571	
	株式の引受けによる権利 (新株式1株当たりの価額)	(配当還元方式の場合は)の金額(課税時期後に その株式の引受けにつき払い込むべき金額があるときは、 その金額を控除した金額)		²² 円	株式に関する 権利の評価額 円 (円 銭)	
	新株無償交付期待権 (新株式1株当たりの価額)	(配当還元方式の場合は)の金額			²³ 円	

第4表 類似業種比準価額等の計算明細書

会社名 株式会社 ABC

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(平成十五年一月一日以降用)

1. 1株当たりの資本金の額等の計算		直前期末の資本金額		直前期末の発行済株式数		1株当たりの資本金の額(÷)		1株当たりの資本金の額を50円とした場合の発行済株式数(1÷50円)				
		20,000 千円		400 株		50,000 円		400,000 株				
2. 比準要素等の金額の計算	1株(50円)当たり(50円)当たりの年配当金額							比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額				
	事業年度	年配当金額	左のうち非経常的な配当金額	差引経常的な年配当金額(-)	年平均配当金額	—		B ₁	円	銭		
	直前期	千円	千円	イ 千円	(イ+ロ)÷2 千円	—		B ₂	円	銭		
	直前々期	千円	千円	ロ 千円	(ロ+ハ)÷2 千円	1株(50円)当たりの年配当金額(B ₁ の金額)		1	20			
	直前々期の前期	千円	千円	ハ 千円	500	B		円	銭			
1株(50円)当たり(50円)当たりの年利益金額	直前期末以前2(3)年間の利益金額							比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額				
	事業年度	¹⁰ 法人税の課税所得金額	¹¹ 左のうち非経常的な利益金額	¹² 受取配当等の益金不算入額	¹³ 左の所得税額	¹⁴ 損金算入した繰越欠損金の控除額	¹⁵ 差引利益金額 (¹⁰ - ¹¹ + ¹² - ¹³ + ¹⁴)	三又は(三+ホ)÷2 C ₁		円	銭	
	直前期	千円	千円	千円	千円	千円	= 千円	ホ又は(ホ+ヘ)÷2 C ₂		28	59	
	直前々期	千円	千円	千円	千円	千円	ホ 千円	1株(50円)当たりの年利益金額 {三又は(三+ホ)÷2の金額}		23,984		
	直前々期の前期	千円	千円	千円	千円	千円	ヘ 千円	C		48,862	28	
1株(50円)当たり(50円)当たりの純資産価額	直前期末(直前々期末)の純資産価額							比準要素数1の会社・比準要素数0の会社の判定要素の金額				
	事業年度	¹⁶ 資本金額	¹⁷ 資本積立金額	¹⁸ 利益積立金額	¹⁹ 純資産価額 (¹⁶ + ¹⁷ + ¹⁸)	ト		D ₁		円	銭	
	直前期	千円	千円	千円	千円	ト 千円		D ₂		72,178	180	
	直前々期	千円	千円	千円	千円	チ 千円		1株(50円)当たりの純資産価額(D ₁ の金額)		65,949	164	
	直前々期の前期	千円	千円	千円	千円	チ 千円		D		45,949	180	
3. 類似業種比準価額の計算	1 類似業種と業種目番号		自動車車体・部分品製造業 (No. 71)			区分		1株(50円)当たりの年配当金額	1株(50円)当たりの年利益金額	1株(50円)当たりの純資産価額	1株(50円)当たりの比準価額	
	類似業種	課税時期の属する月	12月	リ	円	評	B	円	銭	C	円	銭
	類似業種	課税時期の属する月の前月	11月	ヌ	円	価	B	円	銭	C	円	銭
	類似業種	課税時期の属する月の前々月	10月	ル	円	社	B	円	銭	C	円	銭
	類似業種	前年平均株価	円	ラ	円	類	B	円	銭	C	円	銭
	類似業種	A(リ、ヌ、ル及びラのうち最も低いもの)	円	20	円	要	B	円	銭	C	円	銭
	類似業種	前年平均株価	円	20	円	素	B	円	銭	C	円	銭
	類似業種	A(ラ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	別	B	円	銭	C	円	銭
	類似業種	前年平均株価	円	24	円	比	B	円	銭	C	円	銭
	類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	準	B	円	銭	C	円	銭
類似業種	前年平均株価	円	24	円	割	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	合	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	算	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	比	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	準	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	割	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	合	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	算	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	比	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	準	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	割	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	合	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	算	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	比	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	準	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	割	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	合	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	算	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	比	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	準	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	割	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	合	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	算	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	比	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	準	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	割	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	合	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	算	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	比	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	準	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	割	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	合	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	算	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	比	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	準	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	割	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	合	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	算	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	比	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	準	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	割	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	合	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	算	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	比	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	準	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	割	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	合	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	算	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	比	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	準	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	割	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	合	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	算	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	比	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	準	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	割	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	合	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	算	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	比	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	準	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	割	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	合	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	算	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	比	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	準	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	割	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	合	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	算	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	比	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	準	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	割	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	合	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	算	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	比	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	準	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	割	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	合	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	算	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	比	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	準	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	割	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	合	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	算	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	比	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	準	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	割	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	合	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	算	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	比	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	準	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	割	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円	24	円	合	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	前年平均株価	円	24	円	算	B	円	銭	C	円	銭	
類似業種	A(ワ、カ、ヨ及びタのうち最も低いもの)	円</										

第 5 表 1 株当たりの純資産価額（相統税評価額）の計算明細書 会社名 株式会社 ABC

（取引相場のない株式（出資）の評価明細書）

（平成十五年一月一日以降用）

1. 資産及び負債の金額（課税時期現在）							
資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目	相統税評価額	帳簿価額	備考	科 目	相統税評価額	帳簿価額	備考
現 金	千円 77	千円 77		支 払 手 形	千円 35,800	千円 35,800	
当 座 預 金	29,539	29,539		買 掛 金	62,499	62,499	
普 通 預 金	688	688		短 期 借 入 金	38,000	38,000	
定 期 預 金	19,004	19,004		1年以内返済長期借入金	86,628	86,628	
受 取 手 形	9,114	9,114		未 払 費 用	8,198	8,198	
売 掛 金	77,618	77,618		未 払 法 人 税 等	90	90	
有 価 証 券	10	10		未 払 消 費 税 等	4,456	4,456	
製 品	5,288	5,288		預 り 金	1,537	1,537	
原 材 料	80	80		長 期 借 入 金	213,766	213,766	
仕掛品（半成品）	16,714	16,714					
前 払 費 用	7,735	7,735					
未 収 入 金	255	255					
未収還付法人税等	2,125	2,125					
建 物	204,529	204,529					
構 築 物	1,757	1,757					
機 械 ・ 装 置	41,314	41,314					
車 両 ・ 運 搬 具	238	238					
工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	1,581	1,581					
土 地	55,400	55,400					
合 計				合 計			
株式及び出資の価額の合計額	イ	ロ		/			
土地等の価額の合計額	ハ						
現物出資等受入れ資産の価額の合計額	ニ	ホ					
2. 評価差額に対する法人税額等相当額の計算				3. 1 株当たりの純資産価額の計算			
相統税評価額による純資産価額 (-)			千円	課税時期現在の純資産価額 (相統税評価額) (-)			千円
帳簿価額による純資産価額 ((+ (ニ - ホ) -)、マイナスの場合は0)			千円	課税時期現在の発行済株式数 (第1表の1の) - 自己株式数			株
評価差額に相当する金額 (-、マイナスの場合は0)			千円	課税時期現在の1株当たりの純資産価額 (相統税評価額) (÷)			円
評価差額に対する法人税額等相当額 (×42%)			千円	同族株主等の議決権割合(第1表の1の 割合)が50%以下の場合 (×80%)			円

